

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 141

事務事業名	食育推進事業
-------	--------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	国保けんこう課		
課長名	松永 龍二	内線	115
担当者名	中ノ瀬 順子	内線	172

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020101	健康づくりの推進と医療体制の充実
施策		健康づくりの推進
関連施策		

会計	一般会計	
款	4	衛生費
項	1	保健衛生費
目	1	保健衛生総務費
事業コード	040200	食育推進事業

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画	第2次大村市食育推進計画、健康おおむら21計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか 市民、食生活改善推進員		
意図	対象をどのような状態にしたいか 「食育」を通じて自ら「食」のあり方を学び、健全な食生活を実践するとともに、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育ませる。		
事業概要	意図を達成するために実施することは何か 市民アンケート等により第2次大村市食育推進計画の効果や成果を評価する。第3次の国の食育基本計画や県の食育推進計画を踏まえ、本部会議・市民会議の開催及び市民へパブリックコメントを経て、大村市第3次食育推進計画を策定する。 食育推進の実行に向け、地域における食育推進の担い手となるボランティア(食生活改善推進員)を育成し、市民の食生活改善活動を支援する。また、市内における食育活動の情報発信等を行う。		
事業期間	平成 19 年度 ~ 平成 20 年度	実施方法	直営、委託
根拠法令、要綱等	食育基本法、健康増進法、健康おおむら21計画、第2次大村市食育推進計画、子ども・子育て支援プラン、介護保険事業計画		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 食生活改善推進員が活動した回数	計画値	4,500	4,500	4,500	1,800	
		実績値	2,321	2,082	1,739		
	① 食生活改善推進員の地区活動回数(8地区)の総計	達成度	%	51.6%	46.3%	38.6%	
②		計画値					
		実績値					
②		達成度	%				
	① 食生活改善推進員による対話・訪問活動への市民参加者数	計画値	人	16,900	23,000	18,200	18,200
実績値			22,067	29,324	18,007		
②	① 食生活改善推進員活動報告数	達成度	%	130.6%	127.5%	98.9%	
		② 食育に関心を持っている市民の割合	計画値	%	53.0	70.0	75.0
②	アンケート調査結果	実績値	%	65.0	57.7	79.2	
		達成度	%	122.6%	82.4%	105.6%	

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	1,411	1,624	1,624	1,785	983	983	983	0
国庫支出金								
県支出金	705	812	812	892				
地方債								
その他								
一般財源	706	812	812	893	983	983	983	
② 人件費(千円)	14,541	12,480	11,311	12,316	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	1.80	1.63	1.53	1.64	食育推進の 実行	食育推進の 実行	食育推進の 実行	
時間外勤務(時間)	118	81	260	195				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	15,952	14,104	12,935	14,101				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	食生活改善推進員の増加を図るため、積極的に養成講座受講者の募集を行ったが、定員30名に対し、11名の受講であった。食生活改善推進員が高齢化しているため、委託回数、講座開催回数を減じ、負担軽減に努めた。内閣府、長崎県等で行われる第3次食育推進基本計画の策定を中心とした食育推進会議の情報の収集に努め、大村市の現状と照らしながら、今後の食育推進の方向性を模索した。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	介護、就業等で新たにボランティア活動を始める市民が減少しているため、食生活改善推進員が減少している。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	食育基本法及び第2次長崎県食育推進計画に基づき、市は計画策定と実行が求められている。						
妥当性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	第2次大村市食育推進計画において、市民や関係機関・団体の自主的な取組の支援や情報提供、さらに関係機関との連携強化を図るという重要な役割とされている。						
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	食育アンケート調査結果では、食育に関心を持っている市民の割合は増加している。						
有効性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	第2次大村市食育推進計画に基づき、関係機関と協働した事業展開、地域のボランティア活動を支援するなど、食育の推進を図る事で、市民が食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活が実現でき、市民の健康増進に大きな効果が期待できる。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	食育推進計画の実行のため、市は、ボランティアである食生活改善推進員の活動支援を担っており、コストの削減の余地なし。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	不特定多数の市民への事業であるため、見直しの余地なし。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	縮小	
--------	----	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	食生活改善推進員が活動をしやすいような活動体制について協議し、県の食育ボランティア登録者の活用など今後のあり方を模索する。健康づくりのための食育の推進のため、県の健康づくり応援の店事業への協力を行う。第2次食育推進計画の効果と成果の評価を行い、次期計画を策定する。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	関係機関との連携を図り、多岐の分野にわたる、総合的な食育の推進をすることで、市民が健全な食生活を送ることができ、健康づくりへと繋がる。第3次食育推進計画を策定することで、更なる食育の推進が図られる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。